

神奈川県環境インターンシップ事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、大学生及び大学院生に、インターンシップ研修生として、環境に関する取組を積極的に行っている企業等においてその業務を体験させることにより、環境保全及び環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成することを目的とする。

(受入先)

第2条 研修を実施する大学生及び大学院生（以下「研修生」という。）の受入先は、環境に関する取組を積極的に行っており、研修生の受入れに応じる企業又は事業所（以下「受入先」という。）とする。

(派遣大学)

第3条 研修生を派遣する大学は、県内に学部を設置している大学とする。

(研修生)

第4条 研修生は次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。

- (1) 大学等の正規の教育課程に位置づけられたインターンシップ制度により推薦された者
- (2) 受入先において服務規律等を遵守することが確実であると判断される者
- (3) 自身の環境配慮の取組を登録し、実践する「マイアジェンダ登録」をしている者

(受入先の募集)

第5条 受入先の募集は、原則として次により行うものとする。

- (1) 研修の実施にあたっては、神奈川県環境農政局環境保全部環境計画課長（以下「環境計画課長」という。）が募集要項を定め、受入先を募集する。
- (2) 前項の募集要項に基づき、研修生の受入れに応じる企業又は事業所は、環境計画課長にその旨を回答する。

(研修生の募集)

第6条 研修生の募集は、原則として次により行うものとする。

- (1) 環境計画課長は、前条第2項の企業等からの回答を基に、受入先企業リストを作成し、県内に学部を設置している大学に提示し、研修を希望する学生を募集する。
- (2) 大学は前項の受入先企業リストに基づき、研修を希望する学生を募集する。なお、大学は、受入れ条件等について企業等へ照会することができる。
- (3) 研修を希望する学生は、所属大学と協議・相談のうえ、受入先企業リストの中から研修希望先の企業等を選択する。
- (4) 学生から研修を希望する旨の申出があり、当該学生が研修生として第4条の要件を

満たしていると判断される場合、大学は、当該学生に係る推薦書及びエントリーシートを環境計画課長に提出する。

(マッチング作業)

第7条 マッチング作業は、原則として次により行うものとする。

- (1) 環境計画課長は、前条第4項により提出された推薦書及びエントリーシートを確認のうえ、受入先に送付する。
- (2) 受入先は、前項の推薦書等を基に、推薦された学生の受入れの可否について決定し、環境計画課長に報告する。なお、受入先は、受入れの可否を決定するために必要な学生に関する情報を当該学生の所属大学に請求することができる。
- (3) 環境計画課長は、前項の受入先からの報告を受けて、受入先及び研修を希望する学生の所属大学（以下「派遣大学」という。）にマッチング結果を送付し、事前調整の開始を促す。

(事前調整)

第8条 研修の実施にあたり必要な事項についての事前調整は、次により行う。

- (1) 受入先は、派遣大学との協議により、受入れが可能な定員及び期間の範囲内で、研修場所、研修期間及び研修内容等、研修の実施に係る詳細を決定する。
- (2) 研修の実施に係る基本的な事項については、本実施要領及び神奈川県環境インターンシップ事業実施細則（以下「実施細則」という。）に従い、規定のない事項については両方で協議の上決定することとする。

(研修計画の策定)

第9条 受入先は、前条の事前調整を踏まえ、研修の内容及び期間等を定めた研修計画を策定し、環境計画課長に提出することとする。また、環境計画課長は当該計画書を受領後、派遣大学へ提出する。

(覚書の締結)

第10条 受入先が必要と認める場合又は派遣大学の定めるインターンシップ制度の適用上必要がある場合には、本実施要領及び別に定める実施細則の範囲内において、受入先と当該派遣大学の間で覚書を交わすことができる。

(事前説明会の開催)

第11条 受入先は、研修を実施する際の留意点等を事前に確認するため、研修生や派遣大学担当者等を対象とした説明会を開催することができる。

(実施時期)

第12条 本実施要領の対象とする研修期間は、原則として7月1日から9月30日の期間内において10日間程度とする。

(実施方法等)

第 13 条 研修の実施は、原則として次により行うものとする。

- (1) 研修の日程及び場所は、受入先の提示に基づき、研修生と調整の上決定する。
- (2) 研修場所の職員は、研修の効果が達成されるよう配慮しなければならない。
- (3) 研修生は、研修の内容上必要があると認められるときは、出張することができる。その場合、原則として、あらかじめ第 9 条の研修計画にその旨を記載しなければならない。
- (4) 研修生は、病気その他の理由により、予定されている研修を受けられない場合には、あらかじめ受入先にその旨連絡し、その指示に従うこととする。あらかじめ受入先にその旨を連絡できない場合には、事後速やかに受入先にその旨連絡しなければならない。
- (5) 受入先は、研修生がこの要領の規定に従わない等、研修態度等に問題がある場合のほか、研修を継続することにより、業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが予見できる場合、又は当該研修の目的を達成することが困難であると認める場合には、研修期間終了前であっても、研修を中止することができる。この場合、受入先は事前又は事後速やかにその旨を派遣大学及び環境計画課長に通知することとする。

(研修に係る費用負担)

第 14 条 研修生に係る赴任旅費、給与及び通勤手当、住居手当等の諸手当、出張に係る経費その他研修に係るすべての経費は、研修生個人又は派遣大学の負担とする。

(服務)

第 15 条 研修生は、研修期間中、受入先の服務規律に従うとともに、受入先の指導、監督等に従わなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 研修生は、研修期間中に知ることができた秘密を漏らしてはならない。研修期間中に知ることができたその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、受入先の指示に従わなければならない。研修終了後も同様とする。

(誓約)

第 17 条 受入先は、必要があると認めるときは、研修生に、服務規律の遵守に係る誓約をさせることができる。

(研修成果の評価)

第 18 条 研修生は、研修の成果をまとめた修了レポートを受入先及び環境計画課長に提出しなければならない。

- 2 受入先は、評価書を作成し、派遣大学及び環境計画課長に報告することとする。
- 3 環境計画課長は、本インターンシップ事業の改善・拡大のため、受入先及び派遣大学にアンケートの提出を求めることができる。

(研修成果の公表)

第 19 条 研修生は、研修の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に受入先の承認を得なければならない。

2 環境計画課長は、研修の実施結果を県ホームページ等で公表することができる。

(情報交換会等の開催)

第 20 条 環境計画課長は、本インターンシップ事業のより一層の充実と、研修を終了した企業・学生・大学の継続的な取組を促進するため、受入先企業、研修生、大学担当者が企業や大学の垣根を越えた交流を行う「情報交換会」や、企業や学生、大学のインターンシップ・就職担当者等に、研修修了者の体験談等を紹介する「報告会」を開催することができる。

(災害補償)

第 21 条 研修生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険に加入するものとする。

2 研修生が研修中の事故により傷害等を負った場合は、学生教育研究災害傷害保険により補償する。研修生は、当該保険の保険金の範囲内で受入先に対する求償権を放棄するものとする。

3 研修生が受入先又は第三者に損害を与えた場合は、インターンシップ等賠償責任保険により補償する。

4 前 2 項に基づく、保険の利用などに関する必要な手続は、派遣大学が行うものとする。

(雑則)

第 22 条 この実施要領に定めるもののほか当該研修の実施に関し必要な事項は、環境計画課長が実施細則に定める。

附則

この実施要領は、平成 21 年 2 月 24 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 22 年 3 月 9 日から施行する。ただし、平成 22 年 4 月 1 日付の県の組織変更に伴う改正については、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。